

さいたま市排水設備指定工事店の登録内容変更時等における提出書類

1 名称（商号）・組織の変更

- (1) 下水道排水設備指定工事店変更届（様式第3号）
- (2) 下水道排水設備指定工事店指定証等再交付申請書（様式第9号）
 - ・指定工事店から1部（申請者は指定工事店）
 - ・さいたま市に登録している責任技術者証全員分（申請者は責任技術者）
- (3) 変更後の商業登記簿謄本（法人のみ） コピー不可
- (4) 変更後の定款のコピー
- (5) 指定証書（原本）
- (6) 責任技術者証（さいたま市に登録している責任技術者全員）
- (7) 120円分の切手

※個人から法人へ、または法人から個人への変更はできません。新規申請が必要です。

2 代表者の変更

- (1) 下水道排水設備指定工事店変更届（様式第3号）
- (2) 下水道排水設備指定工事店指定証等再交付申請書（様式第9号）
- (3) 変更後の商業登記簿謄本（法人のみ） コピー不可
- (4) 指定証書（原本）
- (5) 120円分の切手

※個人で代表者の変更はできません。新規申請が必要です。

さいたま市排水設備指定工事店の登録内容変更時等における提出書類

3 営業所所在地の変更

- (1) 下水道排水設備指定工事店変更届 (様式第3号)
- (2) 下水道排水設備指定工事店指定証等再交付申請書 (様式第9号)
- (3) 変更後の商業登記簿謄本 (法人のみ) コピー不可
- (4) 指定証書 (原本)
- (5) 広域地図
- (6) 営業所付近見取図 (住宅地図程度の縮尺)
- (7) 営業所内平面図
- (8) 営業所の写真
 - ① 営業所外側から、看板・表札など社名が確認できるもの1枚
 - ② 営業所入口正面1枚
 - ③ 営業所内写真2枚
- (9) 営業所の土地・建物の所有関係を確認できる書類 (いずれか1種類)
 - ① 土地・建物の登記事項証明書
 - ② 固定資産税(土地・家屋)の名寄帳や課税証明書
 - ③ 土地家屋の賃貸契約書のコピー
- (10) 120円分の切手

4 電話番号の変更・・・下水道排水設備指定工事店変更届 (様式第3号) のみ

5 廃止・休止

- (1) 排水設備指定工事店営業廃止 (休止) 届 (様式第4号)
- (2) 指定証書 (原本)

6 責任技術者の異動

- (1) 下水道排水設備指定工事店変更届 (様式第3号)
- (2) 責任技術者名簿
- (3) 下記の書類
 - A さいたま市に登録している責任技術者の場合
 - ①下水道排水設備指定工事店指定証等再交付申請書 (様式第9号)
 - ※様式第9号の申請者は、責任技術者個人となります。
 - ②責任技術者証【原本】
 - B さいたま市以外に登録している責任技術者の場合
 - ①責任技術者証【コピー】